

令和6年（納）第7号

課徴金納付命令書

名古屋市中区千代田五丁目7番5号

日本ゼネラルフード株式会社

同代表者 代表取締役 杉 浦 卓

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

日本ゼネラルフード株式会社（以下「日本ゼネラルフード」という。）は、課徴金として金1億3287万円を令和6年12月23日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本ゼネラルフードは、別添1令和6年（措）第6号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の業務（以下「中学校スクールランチ調理等業務」という。）について、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本ゼネラルフードは、中学校スクールランチ調理等業務の受託事業を営んでいた。

イ 日本ゼネラルフードが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行っ

た日は、平成29年12月24日以前であると認められる。また、日本ゼネラルフードは、令和5年1月17日以降、当該違反行為を取りやめており、同月16日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、日本ゼネラルフードについては

- (ア) 当該違反行為の実行としての事業活動を行った日が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）である令和2年12月25日の3年前の日前であるため、改正法附則第6条第2項の規定により変更して適用される改正法による改正前の独占禁止法（以下「改正前の独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日前に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日前実行期間」という。）は、改正法施行日の3年前の日である平成29年12月25日から改正法施行日の前日である令和2年12月24日まで
- (イ) 独占禁止法第2条の2第13項の規定により、当該違反行為のうち改正法施行日以後に行われた部分に係る実行期間（以下「施行日以後実行期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年1月16日までとなる。

ウ 施行日前実行期間及び施行日以後実行期間における中学校スクールランチ調理等業務に係る日本ゼネラルフードの売上額は

- (ア) 施行日前実行期間に係るものについては、改正法附則第6条第2項のお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第260号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件のうち令和2年12月25日前に係るものについては10億599万4809円
- (イ) 施行日以後実行期間に係るものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件のうち令和2年12月25日以後に係るものについては8億9222万8387円である。

- (2) 日本ゼネラルフードは、独占禁止法第7条の4第3項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である令和5年1月17日以後、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第8条に規定する期日までに、課徴金減免規則第7条及び第9条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行っている。また、日本ゼネラルフードは、当該事実の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第3号までの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による事実の報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第3項第1号の規定による事実の報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって日本ゼネラルフードより先に課徴金減免規則第7条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって日本ゼネラルフードより先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、日本ゼネラルフードは、独占禁止法第7条の4第3項第1号及び第3号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者であるから、日本ゼネラルフードが同項の規定により減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の10を乗じて得た額となる。
- (3) 日本ゼネラルフードは、公正取引委員会との間で、独占禁止法第7条の5第1項の規定に基づき、別添2合意書（抜粋）のとおり合意し、同合意書第1条に掲げる行為を行った。したがって、日本ゼネラルフードが、独占禁止法第7条の5第3項の規定により、合意の内容に応じ、独占禁止法第7条の4第3項の規定により減額を受ける額に加えて減額を受ける額は、減算前課徴金額に100分の20を乗じて得た額となる。
- (4) 日本ゼネラルフードが国庫に納付しなければならない課徴金の額は
ア 改正法附則第6条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる
改正前の独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日前実行期間に係
る売上額10億599万4809円に100分の10を乗じて得た額
イ 独占禁止法第7条の2第1項の規定により、施行日以後実行期間に係る売



上額8億9222万8387円に100分の10を乗じて得た額を合計した額から、独占禁止法第7条の4第3項及び第7条の5第3項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された1億3287万円である。

よって、日本ゼネラルフードに対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年5月22日

公正取引委員会

委員長	古谷一	之壽
委員	三村晶	子封
委員	青木玲	子壽
委員	吉田安	志富
委員	泉水分	雄泉

別紙1

名古屋市が競争入札の方法により発注する、名古屋市立の中学校（鳴海中学校を除く。）向けに、受託事業者の工場での調理（白山中学校及び汐路中学校については、当該中学校内での調理を含む。）、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務

競争入札

競争入札参加者に対して競争取扱を行った上で、
随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。



別紙 2

用語	定義
競争入札	令和 2 年以前は指名競争入札、令和 4 年以降は入札後資格確認型一般競争入札（これらの入札による受注者がいない場合に、当該入札の指名業者又は入札参加者に対して見積依頼を行った上で、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）

別紙3

課徴金算定対象物件一覧

番号	業務の名称	契約日
1	中学校スクールランチ調理等業務委託(千種区)	平成29年3月10日
2	中学校スクールランチ調理等業務委託(汐路中)	平成29年3月10日
3	中学校スクールランチ調理等業務委託(名東区)	平成30年3月27日
4	中学校スクールランチ調理等業務委託(守山区)	平成31年3月27日
5	中学校スクールランチ調理等業務委託(千種区)	令和4年3月1日
6	中学校スクールランチ調理等業務委託(汐路中)	令和4年3月1日

令和 6 年（措）第 6 号

排 除 措 置 命 令 書

名古屋市中区千代田五丁目 7 番 5 号

日本ゼネラルフード株式会社

同代表者 代表取締役 杉 浦 卓

大阪市中央区道修町一丁目 6 番 19 号

株式会社魚国総本社

同代表者 代表取締役 田 所 伸 浩

名古屋市守山区下志段味三丁目 2302 番地

メーキュー株式会社

同代表者 代表取締役 山 本 貴 廣

名古屋市熱田区新尾頭三丁目 4 番 25 号

株式会社ミツオ

同代表者 代表取締役 青 木 博 之

名古屋市中村区椿町 5 番 17 号

株式会社松浦商店

同代表者 代表取締役 松 浦 浩 人

東京都港区芝四丁目 13-3 PMO 田町東 10F

葉隱勇進株式会社

同代表者 代表取締役 大 隅 太嘉志

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙 1 中の用語のうち、別紙 2 「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2 「定義」欄に記載のとおりである。



主 文

- 1 日本ゼネラルフード株式会社、株式会社魚国総本社（以下「魚国総本社」という。）、メーキュー株式会社、株式会社ミツオ、株式会社松浦商店及び葉隱勇進株式会社（以下「葉隱勇進」という。）の6社（以下「6社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の業務（以下「中学校スクールランチ調理等業務」という。）について、6社、サンフード株式会社（以下「サンフード」という。）及びコンパスグループ・ジャパン株式会社（以下「コンパスグループ・ジャパン」という。）の8社（以下「8社」という。）が、遅くとも平成29年2月7日以降（サンフードにあっては令和2年3月31日までの間、コンパスグループ・ジャパンにあっては同年4月1日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、中学校スクールランチ調理等業務について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- 2 6社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く5社及び名古屋市に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、中学校スクールランチ調理等業務について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 6社は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければな

らす、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（魚国総本社及び葉隱勇進にあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
- (2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、中学校スクールランチ調理等業務の営業に関わる役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者等による定期的な監査

5 6社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

（二） 理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 6社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、名古屋市の区域において中学校スクールランチ調理等業務の受託事業を営む者である。

なお、6社のうち葉隱勇進は、平成30年7月2日、商号を大一食品株式会社から現商号に変更したものである。

イ 名宛人以外のコンパスグループ・ジャパンは、東京都中央区築地五丁目5番12号に本店を置き、名古屋市の区域において中学校スクールランチ調理等業務の受託事業を営む者である。

なお、コンパスグループ・ジャパンは、令和3年4月1日、商号を西洋フード・コンパスグループ株式会社（以下「西洋フード・コンパスグループ」という。）から現商号に変更したものである。

ウ 名宛人以外のサンフードは、名古屋市昭和区車田町一丁目14番2号に本店を置き、名古屋市の区域において中学校スクールランチ調理等業務の受託事業を営んでいた者であるが、令和2年4月1日、西洋フード・コンパスグループに吸収合併されたことにより消滅した。



(2) 中学校スクールランチ調理等業務の発注方法

名古屋市は、中学校スクールランチ調理等業務について、別表記載のとおり、18のブロックに分割し、競争入札の方法により発注していた。

2 合意及び実施方法

8社は、遅くとも平成29年2月7日以降（コンパスグループ・ジャパンにあっては令和2年4月1日以降）、中学校スクールランチ調理等業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア(ア) 原則として、ブロックごとに既存業者（競争入札が行われる時点で当該ブロックの中学校スクールランチ調理等業務を受託している者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

(イ) 既存業者が受注を希望しなかった場合には、他の入札参加者のいずれかを受注予定者とする

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格より高い価格で入札価格を提示する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

8社は、前記2により、中学校スクールランチ調理等業務の全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

(1) サンフードは、前記1(1)ウ記載のとおり、令和2年4月1日、西洋フード・コンパスグループに吸収合併されたことにより消滅したため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

(2) 令和5年1月17日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、8社は、共同して、中学校スクールランチ調理等業務に

ついて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、6社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、6社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年5月22日

公正取引委員会

委員長 古谷一之

委員 三村晶子

委員 青木玲子

委員 吉田安志

委員 泉水文雄



別紙 1

名古屋市が競争入札の方法により発注する、名古屋市立の中学校（鳴海中学校を除く。）向けに、受託事業者の工場での調理（白山中学校及び汐路中学校については、当該中学校内での調理を含む。）、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務



別紙2

用語	定義
競争入札	令和2年以前は指名競争入札、令和4年以降は入札後資格確認型一般競争入札（これらの入札による受注者がいない場合に、当該入札の指名業者又は入札参加者に対して見積依頼を行った上で、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）



別表

番号	ブロック名	対象となる名古屋市立の中学校	開札日	履行期間
1	千種区	千種区に所在する中学校（猪子石中学校を除く。）	平成29年2月14日 令和4年2月3日	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
2	東区	東区に所在する中学校	平成30年2月15日	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
3	北区	北区に所在する中学校	平成31年2月14日及び同月15日	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
4	西区	西区に所在する中学校	平成31年2月14日	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
5	中村区	中村区に所在する中学校	平成30年2月14日	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
6	中区	中区に所在する中学校（白山中学校を除く。）	平成30年2月15日	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
7	昭和区	昭和区に所在する中学校	平成29年2月14日 令和4年2月3日	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで



番号	ブロック名	対象となる名古屋市立の中学校	開札日	履行期間
8	瑞穂区	瑞穂区に所在する中学校（汐路中学校を除く。）	令和2年2月13日	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
9	熱田区	熱田区に所在する中学校	平成31年2月15日	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
10	中川区	中川区に所在する中学校	平成30年2月14日	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
11	港区	港区に所在する中学校	平成31年2月14日	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
12	南区	南区に所在する中学校	令和2年2月12日	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
13	守山区	守山区に所在する中学校	平成31年2月15日	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
14	緑区	緑区に所在する中学校（鳴海中学校を除く。）	令和2年2月12日	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
15	名東区	名東区に所在する中学校及び猪子石中学校	平成30年2月14日	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
16	天白区	天白区に所在する中学校	令和2年2月12日	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

番号	ブロック名	対象となる名古屋市立の中学校	開札日	履行期間
17	白山中	白山中学校	平成29年2月15日	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
			令和4年2月4日	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
18	汐路中	汐路中学校	平成29年2月15日	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
			令和4年2月4日	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

合意書（抜粋）

公正取引委員会及び日本ゼネラルフード株式会社（以下「報告等事業者」という。）は、令和4年（査）第11号名古屋市が発注する公立中学校向け給食業務の入札参加業者に対する件（以下「本件事件」という。）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第7条の5第1項の規定による協議を行った上で、次のとおり同項の規定による合意（以下「本件合意」という。）をする。

（報告等事業者による行為）

第1条 報告等事業者は次に掲げる行為をするものとする。

- 一 法第7条の4第3項第1号に規定する事実の報告及び資料の提出により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。
 - 二 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
 - 三 本件合意後、本件事件についての新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。
 - 四 前号に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。
- 2 報告等事業者は、前項第1号、第2号又は第4号の公正取引委員会の求めの際に公正取引委員会が定める履行期限までにこれらの号に掲げる行為を履行するものとする。

（公正取引委員会による行為）

第2条 公正取引委員会は、百分の五から百分の二十までの範囲内において、公正取引委員会が、別紙に基づき、事件の真相の解明に資する程度を評価して決定する法第7条の5第2項第2号に規定する評価後割合を乗じて得た額を、法第7条の2及び法第7条の3の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。

（略）



別紙 評価方法及び減算率

1 評価における考慮要素

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が報告等を行った課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（以下「規則」という。）第17条に規定する事項に係る事実の内容について、①具体的かつ詳細であるか否か、②当該事項について網羅的であるか否か、③当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素を考慮する。

前記各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる規則第17条に規定する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相の解明の状況を踏まえることとする。

2 減算率

公正取引委員会は、事件の真相の解明に資する程度について、前記1に掲げる三つの要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

表 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

事件の真相の解明に資する程度	減算率
高い（全ての要素を満たす）	20%
中程度である（二つの要素を満たす）	10%
低い（一つの要素を満たす）	5%